

令和3年2月12日 久留米市物品発注表

※「OA機器」で福岡県内の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札26-1 【郵便入札案件】
品名	モバイルWi-Fiルータ
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	1,100台
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和3年2月12日（金）から令和3年2月17日（水）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
入札書に記載する製品の認定申請	<p>(1)申請方法 製品認定申請書（第2号様式）と該当製品の仕様諸元が記載されたカタログを郵送、持参のいずれかにて(3)指定場所へ送付すること</p> <p>(2)申請期間 令和3年2月12日（金）から令和3年2月17日（水）午後5時15分まで（郵送の場合は2月17日必着）</p> <p>(3)指定場所 〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所13階 総務部契約課</p> <p>(4)仕様合致の確認回答について 申請者にファックスで回答。ただし、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p> <p>『製品認定申請書』および該当製品のカタログの提出により、市が認定を行った製品でなければ入札を無効とするため、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和3年2月26日（金）14時00分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）

支払条件	前払金（無） 部分払（無）
議会の議決	不要
参加条件	この競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。 (1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「OA機器」で登録があること。 (2) 福岡県内に本社（本店）又は支店・営業所等があること。個人の場合は福岡県内に事業所等があること。
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。
入札書等の記載方法	入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。 (1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。 (2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。 (3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。
郵便入札の方法	(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、 <u>長形3号サイズ</u> の封筒に封入すること。 (2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和3年2月24日（水）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課 (3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。
入札の辞退	入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードして下さい）
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。 (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。 (3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。 (4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。 (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。 (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。 (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。 (8) 「入札書に記載する製品の認定申請」の(4)に掲げる確認を行っていない製品による入札をしたとき。
入札書の引換えの禁止	入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。
1者入札の取扱い	入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。
落札者の決定	開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。 (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。 (2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。
入札結果等の公表	この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。

契約書の作成及び締結	落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。
開札の立会い	<p>(1)郵便入札については、入札参加者のうち2者を契約課が指名し、立ち合わせる。ただし、指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせる。</p> <p>(2)開札の立会人は、開札日の前日までに決定し連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に参集すること。なお、契約課が指名した者以外の入札室への立ち入りは認めない。</p>
その他	<p>(1) この入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(2)入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(3) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(4) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札26-1 モバイルWi-Fi ルータ

1. 入札書(様式第1号)
2. 製品認定申請書(様式第2号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

【連絡先】 久留米市役所総務部契約課(市役所13階)
物品チーム
TEL 0942-30-9172
FAX 0942-30-9713

入札26-1

入札書

久留米市長 様

入札金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

品名	メーカー・製品名・型番	数量	金額
モバイル Wi-Fi ルータ		1,100 台	

履行期間	令和3年3月31日まで	納入場所	指定場所
------	-------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和3年2月26日

所在地

商号(名称)

代表者職氏名

印

- 注) 1. インク又はボールペンで書いてください。
2. 金額の数字はアラビア数字(1、2、3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。
3. 訂正箇所に訂正印がないときは無効です。
4. 金額の訂正はできませんので、必要な場合は再作成してください。

製品認定申請書

令和 年 月 日

久留米市長様
(総務部契約課 物品)

住 所 :
商号 (名称) :
代表者職名 : 印
TEL :
FAX : _____

下記入札案件において、別添カタログ添付製品の確認をお願いします。

※入札日：令和3年2月26日（金）

入札番号		26-1	契約担当課	
入 札 案 件 名		モバイルWi-Fiルータ	総務部契約課	
No.	製品 (メーカー、製品名、型番)		確認	
			認定	不認定
			認定	不認定
			認定	不認定

※入札を希望される場合は、必ずこの送付書により事前に**契約課**にカタログと一緒に郵送、持参のいずれかで提出すること。【提出締切：令和3年2月17日（水）】

※ 事前に入札仕様書をよく確認し、仕様を満たす製品を記載すること。

※ 「応札製品 (メーカー、製品名、型番)」欄には、製品のメーカー、製品名、型番を明確に記入すること。

※ 必ず、製品の規格、メーカー、型番、仕様諸元が確認できるカタログ等 (写し可) を添付すること。

モバイルWi-Fiルーター購入仕様書

1 件名

モバイルWi-Fiルータ購入

2 目的

久留米市の小・中学生に対して、新型コロナウイルス感染症等による臨時休業時等において、継続的な学校教育活動を実現するため、通信環境のない家庭への貸与用通信機器を調達するもの。

3 本調達の概要

モバイルWi-Fiルータを調達する。

4 納入期限

令和3年3月31日までとし、詳細な納品日は久留米市と協議すること。

5 納品場所

久留米市教育委員会教育ICT推進課（久留米市南一丁目8番1号 教育センター内）

6 機器数及び仕様

- (1) 機器数については1,100台とする。
- (2) 機器の仕様は以下のとおりとする。
 - ① LTE または4G(データ通信)で接続可能であること。
 - ② 提供機器はすべて同一機種とすること。
 - ③ クラウドSIM(クラウドWi-Fi) 及びSIMフリーに対応していること。
 - ④ クラウドSIM(クラウドWi-Fi)に関しては、以下の事項を満たしていること。
 - (ア) マルチキャリアでの接続が可能(docomo・au・SoftBankの各エリアをカバー)であること。
 - (イ) 使用できるモバイル回線について、後述「7 モバイル回線の仕様」を満たすこと。
 - (ウ) 理論上の同時接続台数は8台以上、理論上の通信最大速度が下り150Mbps 以上、上り50Mbps 以上であること。
 - ⑤ 本体の重量は125g以下とすること。
 - ⑥ バッテリーの定格容量は4000mAh以上とすること。
 - ⑦ カタログ上で連続通信時間が20時間以上可能であること。
 - ⑧ 家庭用電源での充電に必要な機器が付属すること。

- ⑨本機器の無線LAN 電波方式は2.4GHz・5GHzのいずれかの通信帯域を使用できること。

7 モバイル回線の仕様

- (1) クラウドSIM(クラウドWi-Fi)で使用できるモバイル回線については、「【別紙1】モバイル回線仕様書」の全ての項目を満たす事業者であること。
- (2) クラウドSIM(クラウドWi-Fi)で使用できるモバイル回線について、「モバイル回線事業者報告書」に使用できるモバイル回線事業者を明記し、月額料金プラン(通信容量・料金)及び初期手数料を明示すること。

8 基本要件

- (1) 本調達の範囲は機器納入までとし、その後の設定作業(接続や動作確認、ドライバインストール等)は本調達に含まない。
- (2) モバイル回線についての契約申込については本調達に含まず、本調達での機器調達後に久留米市又は機器貸与先の個人が別途行う。
- (3) 納入する機器は、品質・耐久性に十分配慮し選択すること。
- (4) 機器の仕様を順守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、入札額に加えること。
- (5) 入札額には、本仕様書に記載した全ての事項(機器等調達、搬出・搬入等一式)にかかる費用を含むこと。

9 機器の納品

納品の際に、納品機器及び納品先の施設等を破損しないよう万全を期すとともに、破損があった場合は、責任をもって対応すること。

10 保証期間

機器納品後1年間は機器保証期間として自然故障に対応すること。

11 納品後に提出する資料

- (1) 機器(個体管理番号)一覧表
* エクセルデータで提出すること
- (2) 機器の取扱い説明書(使用マニュアル等)
* 紙媒体(1,100部)及びデータ版
- (3) 付属品

(4) 保証書

12 支払い

機器納品終了後に請求するものとする。久留米市は有効な請求のあった日から起算して30日以内に支払うこととする。

13 その他

- (1) 仕様書を遵守し、履行する上で必要になるすべての諸経費は受注業者の負担とする。
- (2) 納入した機器に問題がある場合、責任をもって解決できる体制があること。
- (3) 仕様書内の規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。
- (4) 機器は、すべてを同一メーカー及び同一型番のもので納入すること。
- (5) スクールセット品やアカデミックライセンス品がある場合は、それらを利用してもよい。
- (6) 受注業者は久留米市の許可なく本調達で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。
また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (7) 受注業者及び受注業者の従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。本契約終了後又は解除後において守秘義務を負うものとする。
- (8) この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めることとする。

14 担当者連絡先

久留米市教育委員会教育 ICT 推進課(担当:新村・宮原・荒巻)

住所:久留米市南一丁目8番1号 教育センター内

電話:0942-36-9770

FAX:0942-35-9930

E-mail:kyou-ict@city.kurume.fukuoka.jp

以上

【別紙1】モバイル回線仕様書

1 概要

本仕様書はモバイルWi-Fiルータ購入で調達した機器で使用する通信回線事業者についての仕様を記載する。

2 契約回線数

児童・生徒用モバイルルータ購入仕様書に定める機器数を上限とする。

3 契約者

機器使用者が契約を行う。

- (1) 機器を貸与した個人
- (2) 久留米市

4 通信回線について

- (1) LTE または4G 規格の携帯電話回線であること。
- (2) 通信最大速度は下り150Mbps 以上、上り50Mbps 以上であること。
- (3) 通信回線の使用に関する申請は、使用する月の10 日前までに行うこととする。
- (4) 通信容量の上限が月中で超えた場合でも、1Mbps以上で通信が可能であること。
- (5) 利用中の通信回線についての利用予定が無い場合は、使用しない月の10 日前までに休止の申請をすることで、対象月以降の月額料金を無料とし、上記(3)に基づく利用再開の申請があるまでの期間は無料期間が継続するものとする。
- (6) 通信回線契約について、初期手数料を除く各種手続きに係る手数料は無料とすること。
- (7) 通信回線事業者は、障害受付および修理・回復、使用開始・停止・再開の申請を、365 日受付可能なサポート窓口を設置すること。なお、窓口は電話、メールでの受付も可能とし、受付の翌日には対応すること。ただし、申請の受付が営業時間を過ぎた場合は、翌々日までに対応を完了とすること。
- (8) 重大障害発生時は、久留米市に原因と再発防止策を報告すること。
- (9) 通信機器を紛失した場合は、久留米市は通信回線事業者へ連絡し、通信回線事業者は速やかに不正利用防止のため速やかに回線停止をすること。

5 通信費及び契約初期手数料の上限額について

(1) 本契約における、通信費の上限額を次のとおり定める。

【1回線(1モバイルルータ)あたりの上限月額(税込)】

通信容量(1回線)	月額上限(円)
使用しない月	0円
月5GBまで ^(*)	1,000円

*ただし、月中に5GBを超えた場合でも、1Mbps以上で通信が可能であること。

(2) 契約初期手数料の上限は4,000円(税込)とする。

6 通信費の支払いについて

通信回線事業者は使用した回線費用を月締めとして、翌月に各契約者に対し通信料金の請求を行うこと。

なお、久留米市は有効な請求のあった日から起算して30日以内に支払うこととする。

7 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、必要と認められる事項は久留米市と通信回線事業者間で協議を行うものとする。
- (2) 通信回線事業者が得た業務上の知識・情報については、その機密を保持することとし、第三者への漏洩を禁止する。
- (3) 取得した個人情報及び通信履歴等は、個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等、その他法令に基づき、適切に取り扱うこと。
- (4) 通信回線速度は上記4(2)により、通信最大速度を記載し、最低限の通信速度は記載していないが、使用については概ね動画が滞りなく再生できることを条件とする。
- (5) 通信回線速度の低下等により著しく使用に支障を来す場合には、速やかに通信回線の増強等の対策を行うこと。